

## 税のお知らせ

### 令和2年分**確定申告**について

問合せ **確定申告について** 津島税務署 ☎26-2161

**登記事項証明書について** 名古屋法務局津島支局 ☎25-4550

### 確定申告会場の開設

津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税および贈与税の確定申告会場を下記のとおり開設します。  
なお、混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。

開設日時 2月16日(火)～3月15日(月) 午前9時～午後5時

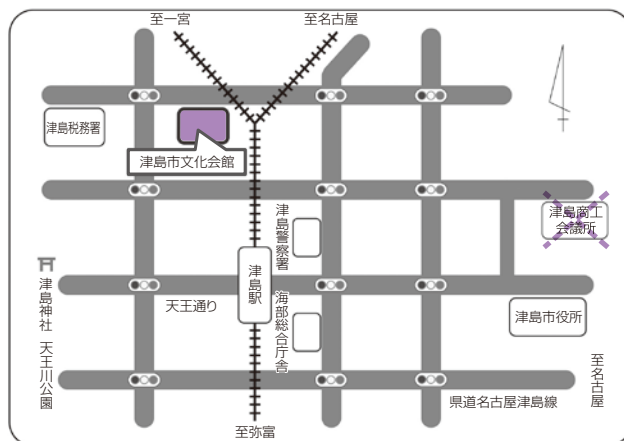
場所 津島市文化会館

※感染症対策のため、受付を早めに終了する場合があります。

※土・日曜日および祝日は開設していませんが、2月21日(日)・28日(日)に限り開設します。

#### その他

- ・会場では、次の感染症対策にご協力ください。
- ①入場の際に、検温を実施します。37度5分以上の発熱が認められる場合は入場をお断りします。発熱等の症状のある方や体調の優れない方は、来場をお控えください。
- ②マスクを着用していただき、入口等で手指消毒用アルコールをご利用いただくようお願いいたします。
- ③できる限り少人数でお越しください。
- ・確定申告会場の開設期間中、津島税務署での申告書の提出はできますが、申告相談や申告書作成指導は行いませんので、ご注意ください。
- ・申告書作成時には、マイナンバー(12桁)の記載および本人確認書類の提示が必要ですのでご注意ください。
- ・納税には、便利な口座振替をご利用ください。
- ・申告書の作成にあたり、復興特別所得税の記入漏れにご注意ください。
- ・住宅借入金等特別控除の申告に必要な土地や建物の登記事項証明書は、インターネットで請求できます。詳しくは、お近くの法務局にお問い合わせください。



### 所得税および贈与税等の確定申告 **申告と納付の期限**

・所得税および贈与税…**3月15日(月)** ・個人事業者の消費税…**3月31日(水)**

### 自宅等からのe-Taxのお願い

令和2年分の確定申告では、感染症対策の観点から、マイナンバーカードや税務署が発行するID・パスワードを利用し、自宅等からご自身のスマホやパソコンによりe-Taxで提出していただくようお願いいたします。



e-TaxのID・パスワードの発行手続きは税務署の窓口で行うことができます。運転免許証等による本人確認を行った上で発行しますので、事前に申告される本人が税務署の窓口にお越しいただき、発行手続きをしてください。

また、e-Taxによる申告以外にも「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を印刷し、郵送による提出も可能です。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

🌐 <https://www.nta.go.jp>

**提出先** 〒496-8720 良王町2-31-1  
津島税務署宛

## 税のお知らせ

### 令和2年分市・県民税申告について

問合せ 税務課市民税G ☎55-9263

#### ……新型コロナウイルス感染症防止に伴う混雑緩和等へのご協力について……

例年、2月16日から3月15日まで市で開設する申告受付会場(市役所・神守支所・神島田連絡所)は大変混雑します。そのため、**会場待ち合いの入場制限を行うなど規模を縮小して開催せざるを得ません**。皆さんの安全確保の観点からも、あらかじめ必要書類の確認を行い、**ご自分での申告の準備(申告書、医療費控除明細書、事業所得(営業等、農業)または不動産所得がある方は収支内訳書)**にご協力をお願いします。

市・県民税申告書は会場入口付近に設置する**申告書受付箱**への投函、または**郵送**による提出が可能ですので、ご理解とご協力をお願いします。

**提出先** 〒496-8686(住所不要)  
津島市役所税務課宛

※市・県民税申告用紙は昨年申告された方(収入0の申告は除く)を対象に1月末にご自宅へ郵送します。また、市ホームページ「市・県民税申告」からも印刷できます。  
※市・県民税の申告に限り、申告期間前でも税務課窓口で**随時受付**(開庁日に限る)を行います。

37度5分以上の発熱の症状のある方や体調の優れない方は、来場をお控えください。

ご来場の際はマスクを着用してください。会場は常時窓を開けて換気しますので、温かい服装でご来場ください。

#### 申告受付について

当日、**番号札**による受付を行います。番号によっては座席に限りがあるため、入場いただけないことがあります。あらかじめ会場入口に受付の目安となる時間帯を掲示しますので、再度その時間帯にご来場をお願いします。

※**複数の配当所得や給与所得、寄附金控除を申告される方、医療費控除明細書等が未作成の方は当日受付をお断りする場合があります。**

※次に該当される方は津島税務署(津島市文化会館申告会場)へ

- ①個人事業主で青色申告決算書が未作成または作成の相談をされる方
- ②確定申告をされる方で事業所得(営業等、農業)または不動産所得の収支内訳書が未作成の方
- ③令和2年中に土地や家屋、株式を売却された方
- ④家屋の新築または購入などにより新たに住宅借入金等特別控除を受けられる方
- ⑤死亡した方の確定申告をされる方

#### 対象の方へ

### 確定申告等に必要な書類をお送りします

#### 医療費通知

国民健康保険証で医療機関を受診された方に、医療費に関する通知を2カ月ごとに発送しています。令和2年11・12月診療分は2月下旬に発送します。

確定申告などで医療費控除を申告する方は、この医療費通知を添付することで医療費控除明細書の記載を省略することができます。

なお、医療費通知が届く前に申告する方は、医療費控除明細書を作成し、申告してください。

問合せ 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

#### 障害者控除対象者認定書

所得税および市・県民税の障害者控除を受けるために必要な「障害者控除対象者認定書」を1月下旬に発送します。

#### 対象

**特別障がい者** 65歳以上で12月31日現在の要介護認定が「要介護4または5」で、寝たきりまたは重度の認知症の方

**障がい者** 65歳以上で12月31日現在の要介護認定が「要介護1以上」の方

※要介護認定の判定において、障害高齢者の日常生活自立度、または認知症高齢者の日常生活自立度が基準以上である方が対象です。障害者手帳とは異なります。

問合せ 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

申請期限が  
近づいています

## 令和2年度 国民健康保険税減免申請

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

特別な事情で保険税を納めることが困難な世帯の方に対し、保険税の減免制度を設けています。次の表に該当する場合は、申請により減免を受けることができます。

申請期限 2月22日(月)

持ち物 保険証、印鑑(朱肉を使用するもの)

表 減免について

区分	減免を受ける理由	減免する額
災害減免	震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害により、その居住する家屋が右に掲げる被害を受けたとき	<b>全壊・全焼または流出</b> 減免の理由が発生した日以後に納期限が到来する納期に係る保険税額の全部
		<b>半壊または半焼</b> 減免の理由が発生した日以後に納期限が到来する納期に係る保険税額の50%に相当する額
低所得者減免	世帯主および国保加入者の平成31年1月から令和元年12月まで(以下前年中)の総所得金額が33万円以下の所得申告世帯で、令和2年4月1日現在の国保加入世帯	令和2年度に係る保険税額の30%に相当する額
所得激減者減免	世帯主および国保加入者の令和2年中の総所得金額の見込額が、前年中の総所得金額に比べ3分の2以下に減少し、前年中の総所得金額が500万円以下の世帯	<b>前年中の総所得金額が250万円以下</b> 令和2年度に係る所得割額の50%に相当する額。ただし、令和2年中の総所得金額が前年中の総所得金額の3分の2を超えた場合には、減免が取り消されます。
		<b>前年中の総所得金額が250万円を超え500万円以下</b> 令和2年度に係る所得割額の30%に相当する額。ただし、令和2年中の総所得金額が前年中の総所得金額の3分の2を超えた場合には、減免が取り消されます。

### 納付額確認書の発送

所得の申告で社会保険料の控除に必要な国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認書を1月下旬に送付します。

#### 送付される方

- ・ 納付書または口座振替で納付している方
- ・ 遺族年金や障害年金からの天引きで納付している方

#### 送付されない方

- ・ 既に市役所で交付を受けている方
- ・ 老齢・退職年金等からの天引きで納付している方(年金保険者から送付される公的年金等の源泉徴収票をご利用ください)

### 新型コロナウイルス感染症の影響による減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付が困難な世帯の方に対して減免する制度があります。詳しくは問い合わせ先までご相談ください。

#### 問合

##### 国民健康保険税

保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

##### 後期高齢者医療保険料

保険年金課医療・年金G ☎24-1114

##### 介護保険料

高齢介護課介護保険G ☎24-1117